

1. 丁

		法務省				本籍		
		出生地	現住所	年	月	日	出生年月日	昭和一四年三月三日
年	月	日	事項	年	月	日	旧氏名	氏名
三〇	九	三〇	司法試験第二次試験合格	三〇	九	三〇	まつ うら	まこと
三七	三	三	中央大学法学部卒業	三七	三	三	まつ うら	まこと
三九	四	一	司法修習生を命ずる	三九	四	一	まつ うら	まこと
四〇	九	司法修習生の修習終了	四〇	九	九	司法修習生の修習終了	まつ うら	まこと
四一	一〇	検事二級（横浜地方検察庁検事）に任命する	四一	一〇	一〇	検事二級（横浜地方検察庁検事）に任命する	まつ うら	まこと
四二	二五	福島地方検察庁検事に配置換する	四二	二五	二五	福島地方検察庁検事に配置換する	まつ うら	まこと
四三	一九	福島地方検察庁郡山支部勤務を命ずる	四三	一九	一九	福島地方検察庁郡山支部勤務を命ずる	まつ うら	まこと
四五	〃	東京地方検察庁検事に配置換する	四五	〃	〃	東京地方検察庁検事に配置換する	まつ うら	まこと
三	一二			三	一二			
二七	二八	岡山地方検察庁検事に配置換する	二七	二八	二八	岡山地方検察庁検事に配置換する	まつ うら	まこと

2 丁				法務省				年	月	日	事項	松浦恂	
五九	五八	〃	五六	五五	四	四九	四	一五	一七	一〇	一〇	一六	一六
三	九	四	三	四	一九	法制審議会幹事に併任する	〃	浦和地方検察官事務取扱を命ずる	東京高等検察庁	〃	横浜地方検察官事務取扱を命ずる	東京高等検察庁	〃
二六	五	七	二五	二五	法務省刑事局参事官に充てることを解く	法務省刑事局青少年課長欠員につき同課長事務取扱を命ずる	〃	浦和地方検察官事務取扱を免ずる	〃	東京地方検察官事務取扱を免ずる	東京地方検察官事務取扱を免ずる	〃	東京地方検察官事務取扱を命ずる
					法務省刑事会幹事に併任する	法務省刑事会幹事の併任を解除する	〃	札幌地方検察官事務取扱を命ずる	最高検察庁	最高検察庁	札幌地方検察官事務取扱を免ずる	最高検察庁	〃
					法務省刑事局参事官に充てる	法務省刑事局参事官に充てる	〃	札幌地方検察官事務取扱を免ずる	〃	札幌地方検察官事務取扱を免ずる	札幌地方検察官事務取扱を免ずる	〃	札幌地方検察官事務取扱を免ずる
					法制審議会幹事に併任する	法制審議会幹事に併任する	〃	法務省刑事局青少年課長欠員につき同課長事務取扱を命ずる	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省
					法務省刑事会幹事に併任する	法務省刑事会幹事に併任する	〃	事務取扱の期間は昭和五四年四月八日までとする	〃	事務取扱の期間は昭和五四年四月八日までとする	〃	事務取扱の期間は昭和五四年四月八日までとする	〃
					法務省刑事局青少年課長に充てる	法務省刑事局青少年課長に充てる	〃	法務省刑事局青少年課長に充てる	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省

法務省										年	月	日	事項	内閣	公安調査庁	松浦恂
4丁																
〃	一〇	九	〃	〃	八	〃	七	〃	二五	公安調査官を命ずる						
〃	二	一	一二	六	一	四	一	一〇	法制審議会刑事法部会委員に併任する							
〃	一二	一四	三	三	一〇	一	一〇	かねて東京高等検察庁総務部長を命ずる								
仙台高等検察庁検事長に補する	一級に叙する	検事長に任命する	東京高等検察庁総務部長を免ずる	かねて東京高等検察庁総務部長を命ずる	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員を免ずる	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員を免ずる	横浜地方検察庁検事正に配置換する	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員を免ずる	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	法務省	法務省	法務省	法務省
法務省	内閣								法務省	法務省	法務省	法務省	内閣	内閣	内閣	内閣

5 丁	法務省			年	月	日	事項	松浦	内閣	名
	平成一一	一二	二二							
				次長検事に任命する			一級に叙する			
				検察官特別考試審査会委員に併任する			副検事選考審査会委員に併任する			
				簡易裁判所判事選考委員会委員を委嘱する			法制審議会委員に併任する			
				司法修習生考試委員会委員を委嘱する			司法修習生考試委員会委員を委嘱する			
				平成一三年一月五日限りをもつて法制審議会委員の併任は終了した			平成一三年一月五日限りをもつて副検事選考審査会委員の併任は終了した			
				六 法制審議会委員に併任する			六 法制審議会委員に併任する			
				法務省			法務省			